

同じ鳩山内閣で正反対の答弁書！

## 馳浩議員に参政権付与は「違憲でない」、65日後、山谷議員に「違憲」？

外国人参政権政府見解についてのエントリーの続きです。前エントリーのコメント欄でparkmountさんが馳浩議員の質問趣意書と政府答弁を示してくれましたので、この際はリンクだけでなく本文を収録しました。テキストばかりで読みにくいと思いますがご容赦を(適当に改行を入れてあります)。ご覧のように、同じ外国人参政権に対する政府答弁でも、3月30日の馳浩議員に対する内容は従来の「推進派」の論拠そのもの。一方6月4日の山谷えり子議員への答弁は「反対派」の論拠そのものと180度の転換となりました。

この65日間の間の変化を一体どう考えたらよいのでしょうか？。さすがの民主党も政権を担当してみても、従来の自分たちの主張が反対派にことごとく論破され、憲法違反が明確になってしまったので反省し、考え方を改めたのでしょうか。山谷えり子議員への答弁書はまるで日大の百地教授か村田春樹氏が書いたような完璧な「反対派」の主張と同じです。

誰が書いたのかは置くとしても、よくもこの答弁書に全閣僚がサインしたものだ后感心します。全くの私見ですが、私はこの答弁書を良く読んで納得してサインした閣僚は一人もいないと思います。ときあたかも次の代表、つぎの総理を決めている真っ最中、ようはメクラ判で署名しただけで、今になって後悔しているのではないかと想像します。いままで推進派の論拠を念仏のように唱えてきた左翼、在日、反日マスコミがこの事をどう思っているのか、どう報じるのか、注目していきたいと思います。



平成二十二年三月十七日提出 質問第二七六号  
永住外国人への地方参政権付与に関する質問主意書 提出者馳浩

### 【永住外国人への地方参政権付与に関する質問主意書】

政府・与党から、永住外国人への地方参政権を付与する法案が提出される予定との報道がなされている。このような法案推進の大きなきっかけとなったのが、最高裁判所の平成七年二月二十八日判決である。この判決では、その傍論において、立法で一定の永住外国人に地方参政権を付与することは憲法上禁止されていないと判示している。しかし同判決理由では、選挙権は権利の性質上日本国民のみを対象とし、外国人には及ばないと判示し、かつ、憲法第九十三条第二項の「住民」とは「日本国民」を意味するとしうえて、同条は「外国人に対して、(略)選挙の権利を保障したもの」ということはできない」と明言している。

これを素直に理解すれば、同判決において、判決理由と傍論が論理矛盾していると判断してもおかしくないのではないか。内閣であれ、議員であれ、法律案を国会に提出する際、最高裁判所の合憲違憲に関する判断・見解は決定的に影響を及ぼすものである。

以上を踏まえて、次の事項について質問する。

- 一 政府において、同判決はその判決理由と傍論において論理矛盾していると認識していないか。矛盾していると認識している場合、そう認識していない場合も含めて、その理由も併せてお聞きしたい。
- 二 最高裁判所は同判決のあと何度も、外国人の地方参政権について判示しているが、一度も正面から外国人の地方参政権を認めていないし、同じような傍論もつけていない。この事実を踏まえて、政府においては、永住外国人への地方参政権の付与について、現段階において最高裁判所がどのような態度をとっていると認識しているのか、そのお考えをお聞きしたい。右質問する。



こういう集会をしなくても安心できる政権が早く欲しいですね。

平成二十二年三月三十日受領 答弁第二七六号

内閣衆質一七四第二七六号平成二十二年三月三十日

内閣総理大臣鳩山由紀夫

衆議院議員馳浩君提出永住外国人への地方参政権付与に関する質問に対する答弁書

#### 一について

御指摘の最高裁判所平成七年二月二十八日判決は、「公務員を選定罷免する権利を保障した憲法一五条一項の規定は、権利の性質上日本国民のみをその対象とし、右規定による権利の保障は、我が国に在留する外国人には及ばないものと解するのが相当である。

そして、地方自治について定める憲法第八章は、九三条二項において、地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙するものと規定しているのであるが、前記の国民主権の原理及びこれに基づく憲法一五条一項の規定の趣旨に鑑み、地方公共団体が我が国の統治機構の不可欠の要素を成すものであることを併せ考えると、憲法九三条二項にいう「住民」とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当であり、右規定は、我が国に在留する外国人に対して、地方公共団体の長、その議会の議員等の選挙の権利を保障したものということとはできない。(中略)

このように、憲法九三条二項は、我が国に在留する外国人に対して地方公共団体における選挙の権利を保障したものとはいえないが、憲法第八章の地方自治に関する規定は、民主主義社会における地方自治の重要性に鑑み、住民の日常生活に密接な関連を有する公共的事務は、その地方の住民の意思に基づきその区域の地方公共団体が処理するという政治形態を憲法上の制度として保障しようとする趣旨に出たものと解されるから、我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについて、その意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的事務の処理に反映させるべく、法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではない」と判示している。

これは、一切の法律が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である最高裁判所が示した考え方であると承知している。

#### 二について

御指摘の最高裁判所平成七年二月二十八日判決は、「我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについて、その意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的事務の処理に反映させるべく、法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではない」と判示しており、その後最高裁判所がこの見解を変更するような判示をしたとは承知していない。



### 【永住外国人への地方参政権付与に関する質問主意書】

(内閣参質174第77号)提出者 山谷えり子

(平成22年5月27日提出、政府答弁書6月4日)

民主党は党の「政策集インデックス二〇〇九」の中で「永住外国人の地方選挙権」について明記するとともに、同党の小沢幹事長が「これは政府としてきちっと対応すべき問題だ」と発言するなど、永住外国人に対して地方参政権を付与することに積極的である。

永住外国人は本国への忠誠義務を負っており、いざその本国とわが国との間で紛争が起こると、彼らは本国への思いを優先するであろう。こうした日本の安全保障に責任を持たない人たちに地方参政権を与えることは最終的に国の根幹を揺るがすことにもなりかねないと危惧する。

そこで、以下のとおり質問する。

一 外国人に参政権を付与することは憲法違反であると考えているが、憲法第十五条第一項及び第九十三条第二項の規定の政府解釈を示されたい。



この一万人大集会在がプレッシャーになったのか?

(政府答弁)参議院議員山谷えり子君提出永住外国人への地方参政権付与に関する質問に対する答弁書  
一について

憲法第十五条第一項及び第九十三条第二項の規定の趣旨については、最高裁判所平成七年二月二十八日判決において、「憲法一五一条一項にいう公務員を選定罷免する権利の保障が我が国に在留する外国人に対しても及ぶものと解すべきか否かについて考えると、憲法の右規定は、国民主権の原理に基づき、公務員の終局的任免権が国民に存することを表明したものにほかならないところ、主権が「日本国民」に存するものとする憲法前文及び一条の規定に照らせば、憲法の国民主権の原理における国民とは、日本国民すなわち我が国の国籍を有する者を意味することは明らかである。

そうとすれば、公務員を選定罷免する権利を保障した憲法一五一条一項の規定は、権利の性質上日本国民のみをその対象とし、右規定による権利の保障は、我が国に在留する外国人には及ばないものと解するのが相当である。

そして、地方自治について定める憲法第八章は、九三条二項において、地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が直接これを選挙するものと規定しているのであるが、前記の国民主権の原理及びこれに基づく憲法一五一条一項の規定の趣旨に鑑み、地方公共団体が我が国の統治機構の不可欠の要素を成すものであることを併せ考えると、憲法九三条二項にいう「住民」とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当であり、右規定は、我が国に在留する外国人に対して、地方公共団体の長、その議会の議員等の選挙の権利を保障したものである」と判示されており、政府も同様に考えているところである。





皆さんの抗議行動が実を結びました、としたいと思いますね。

二 長崎県対馬市議会及び沖縄県与那国町議会が相次いで永住外国人に地方参政権を付与することに反対する意見書を採択した。いずれも国防の要となる島である。対馬については、[韓国](#)資本が自衛隊施設の隣接地や旧日本軍の軍港等を相次いで買収している。

また、与那国島については、[中国](#)及び台湾との最前線という重要な位置を占め、その安全保障上の危機から島民が自衛隊誘致の声を上げるほどであり、昨年八月の町長選挙では誘致賛成派の現職町長が百三票差で辛勝した。いずれも、もし永住外国人が大挙して移住すれば、選挙によって島を実質的に支配する恐れもあり、わが国の安全保障を左右する危険がないとは言えない。

先般、私が「防衛上の重要拠点における外国資本進出に関する質問主意書」(第一七三回国会質問第二二号)の中で「外国人土地法」の活用について質したのに対し、政府は同質問に対する答弁書(内閣参質一七三第二二号。平成二十一年十一月二十日閣議決定)の中で「外国人等による自衛隊施設の周辺の土地の買収が部隊等の適切な運営に支障を及ぼしているとは認識していない」と答弁した。

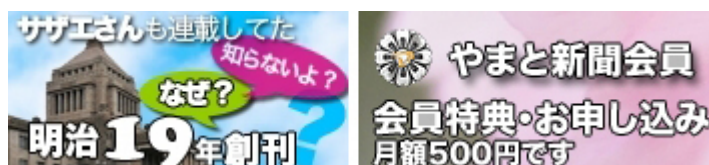
しかし、今回の対馬市議会及び与那国町議会における永住外国人への地方参政権付与反対の意見書の採択は対馬及び与那国と政府の認識との間に大きな乖離があることを意味すると考えるが、これについて政府の見解を示されたい。

三 本年四月二十日現在、三十五都道府県議会が永住外国人への地方参政権付与に反対する決議を採択している。かつて賛成だった[地方自治体](#)も反対に回っている。政府はこうした地方自治体の動きをどう考えるか。

四 多くの地方自治体において反対の意見が高まっているにもかかわらず、政府与党が永住外国人への地方参政権付与を推進しようとする意図は何か明らかにされたい。

#### (政府答弁)二から四までについて

永住外国人への地方参政権の付与の問題については、我が国の制度の根幹にかかわる重要な問題であることから、我が国の国境付近に位置している対馬市や与那国町においては地理的な環境から住民に不安を与えるとの認識があるなど、地方公共団体においても多くの意見があることは政府としても十分に理解しており、こうした関係各方面の意見も十分に踏まえつつ対応する必要がある。



カテゴリ: 政治も フォルダ: 指定なし   

コメント(26)

タグ: 鳩山内閣 外国人参政権 質問趣意書 政府答弁書 馳浩 山谷えり子 百地章 村田春樹 180度の転換

コメント(26)

コメントを書く場合はログインしてください。

Commented by [deliciousicecoffee](#) さん

2010/07/24 09:56

[憲法](#)違反です。

第15条

公務員を選定し、および、これを罷免することは、国民固有の権利である

第93条2

地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の「住民」が、直接これを選挙する。

「第93条2項にいう「住民」とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当であり、右規定は、我が国に在留する外国人に対して、地方公共団体の長、その議会の議員等の選挙の権利を保障したものという事はできない。」平成7年2月28日、定住外国人地方選挙権控訴、上告審判決([最高裁判決](#))

Commented by [iza6773](#) さん

2010/07/24 11:07

[憲法](#)違反です！左翼の【外国人参政権よこせ！】を熱望するならば、【[憲法](#)改正】すべき。

現実に、地方公共団体・市役所では、在日が【職員】に成っているが、これも法律違反。

★.雇用するならば、【[憲法](#)改正】してから！★.先生や地方公務員が公然と【[選挙運動](#)している】【[憲法](#)違反】で、即逮捕ではないのか？

★.韓国の永住外国人の場合は適用者が【金持ちに限る】ようなもの。

韓国の市町村の職員として日本人が【働く事】が出来る？

誰か、教えて……

Commented by [花うさぎ](#) さん

2010/07/24 11:08

To [deliciousicecoffee](#)さん こんにちは。>[憲法](#)違反です。

もちろんですとも(^^)。

ただそれを認めない左翼勢力が多く、それを反日マスコミが後押ししてきた歴史があります。保守の草の根がそれを押し返して「勝った」のだと思います。

その意味で今回の閣議決定の意味は大きいと思ってます。「在日と民団、韓国の諸君、[民主党](#)に頼っても無駄だよ！」と声を大にして叫びたい。Commented by [ef5861ja](#) さん

2010/07/24 11:12

花うさぎ様

連日、お疲れ様です。気がかりな点は[民主党](#)の得意技「無かったことにする」(ぶれまくる)が出てくることです。[閣議](#)決定でも、平気で「それはそれ、これはこれ」とか言い出しそうです。Commented by [花うさぎ](#) さん

2010/07/24 11:18

To [ef5861ja](#)さん こんにちは。>[閣議](#)決定でも、平気で「それはそれ、これはこれ」とか言い出しそうです。

それはないですよね(^^;)。

ヤクザや暴力団だって最低限の約束は守っていますよ。でなければ存在できないのですから。

ひょっとして「それ以下」だったりして？。

Commented by [花うさぎ](#) さん

2010/07/24 11:22

To [iza6773](#)さん こんにちは。>左翼の【外国人参政権よこせ！】を熱望するならば、【[憲法](#)改正】すべき。

それは死んでもやらないでしょう。現行憲法死守かより改悪が生命線ですから。

> 韓国の市町村の職員として日本人が【働く事】が出来る?  
> 誰か、教えて……

これは私も判らないですね?。そんな「もの好き」もいないと思いますけど(^\_^)。



Commented by **newblood** さん

2010/07/24 13:57

政府の見解が、同じ内閣で正反対のものが出てくる。  
これは閣内不一致以上に大問題ではないかと思ますね。  
こんな2枚舌が許される制度は、おかしいですね。

「海兵隊の存在の重要性について認識を新たに」と、佐藤正久参院議員(自民)の質問主意書に答えたのと同じように、「あとになってよく考えたら、外国人参政権は違憲だと分かりました」では済まされませんよ。



Commented by **しばりよう** さん

2010/07/24 15:21

花うさぎ様 こんにちは。

もっと酷い 重籍法案をねらっているのではないのでしょうか。

極左政権です。油断なりません。

[http://seaside-office.at.webry.info/200912/article\\_3.html](http://seaside-office.at.webry.info/200912/article_3.html)

<http://www14.atwiki.jp/shinkokuseki/pages/84.html>



Commented by **花うさぎ** さん

2010/07/24 15:25

To newbloodさん こんにちは。

>これは閣内不一致以上に大問題ではないかと思ますね。

答弁書いた人間が違うから仕方がない、とか言うつもりですかね?

>あとになってよく考えたら、外国人参政権は違憲だと分かりました」では済まされませんよ。

なんだかお笑いにもなりませんね。しかし、かなり酷いことになると思ってましたが、予想を遥かに超えています。



Commented by **花うさぎ** さん

2010/07/24 15:35

To しばりようさん こんにちは。

>もっと酷い 重籍法案をねらっているのではないのでしょうか。

情報感謝です。しかし、「ひと息」もつけないですね、この政権は。

はやく反日ゴキブリ議員をブルドーザーで軒並みぺったんこに潰さないと、安心して眠れませんね。



Commented by **hastuyama** さん

2010/07/24 15:42

>ヤクザや暴力団だって最低限の約束は守っていますよ。でなければ存在できないのですから。

花ウサギさんともあろうお人が……

ミンスの二枚舌三枚舌は、ゴク当たり前の事ではないですか。

その意味では、ヤクザの三下以下の存在です。

最近、韓とか言うのが首相になってから、さらに磨きをかけております。

チーババの大臣留任などその最たるものでしょう。

つまり、鎧の重ね着ですから、やる事は”強行採決”の為の連立でしょう。

このねじれ現象の時に、強行採決は無いと思いたいですが・・・  
そして、言うのかも・・・”そんな事もあったかもしれない”

何があっても、民主及びその残党が死ぬまで気を抜いたらいいけません。  
ミツオ風に言えば、だってチョン公だもの。

60過ぎた老人達が、こんなおバカをやる国って・・・朝鮮以外ないでしょう？



Commented by **hastuyama さん**  
連投すいません。

2010/07/24 16:12

mikoさんのところで面白い事がかかれております。  
<http://miko.iza.ne.jp/blog/entry/1712045/>

仮に今後も在日人口が増加のトレンドにあるシナ人が韓国朝鮮人も真っ青のこのような行動をとりつづけるなら、もはや日本人でも特定宗教や特定政党や特定団体に入っていないと難しい生活保護受給が、今まで在日外来種マイノリティの指導的階層にあった韓国朝鮮人でも困難になるのは目に見えているのです。

内容は読んで貰えば宜しいのですが、朝鮮人たちもやっと自分達のアホさ加減に気が付いたのでしょうか？  
mikoさんの主題は”生活保護”ですが、参政権も同じ結果になります。

朝鮮人は、自分達のやっている事は、近い将来自分達はその果実を喰える訳ではなく、結果的にシナ人の為の露払いだけとなる・・・。

結果的に、”麗しの半万年の奴隷生活”が場所を変えて、現代の日本で行われ朝鮮人は、少数民族としてシナの占領地の東トルキスタン、チベット人以上の弾圧を加えられるのは目に見えているのですけどね。

なぜなら、”生活保護受給”が朝鮮人が多い事により、シナ人の取れる分が少なくなりますから。  
日本人でも、”おにぎりを食べたい”と餓死させられている現状では、当然邪魔者は・・・と言う事になりますよね。

中共軍の非常に面白い点は、常に銃口の向いている先は国民なのですよね～シナ人と話をすると、朝鮮人など不倶戴天のゴミ扱いですからね～(大笑)

この点だけは、シナ人のほうが正しい判断をしていると思います。  
それ以外は、感心はできないですが。



Commented by **花うさぎ さん**  
To hatuyamaさん こんにちは。

2010/07/24 16:14

>その意味では、ヤクザの三下以下の存在です。

ガハハハハハハ。でも私も甘いですね。まだ長島昭久、渡辺周、松原仁などがいる、と心の片隅に意識が残っているんですよ(^^;)。

>60過ぎた老人達が、こんなおバカをやる国って・・・朝鮮以外ないでしょう？

そうですね。塚本三郎氏のいう「外国籍の政党」は当たっているかも知れません。



Commented by **花うさぎ さん**  
To hatuyamaさん こんにちは。

2010/07/24 16:22

>mikoさんの主題は”生活保護”ですが、参政権も同じ結果になります。

拝見しました。「なるほど」ですね。

>中共軍の非常に面白い点は、常に銃口の向いている先は国民なのですよ～

はい、共産党の軍隊ですから。

>この点だけは、シナ人のほうが正しい判断をしていると思います。

でも日本という国が破綻したら、支那人への生活保護、年金もパーですよ。金儲けへの執念と損得勘定では支那人に勝てる民族は地球上に存在しないでしょうね。



Commented by **hastuyama さん**

2010/07/25 00:35

>日本という国が破綻したら、支那人への生活保護、年金もパーですよ。

確かにそうですが、アルが一番欲しいものは日本の技術なのです。  
自分達の商売の為に、一番有効なのですから。

自らは技術投資などせず、美味しい果実だけを得ればよいのです。

その良い例が、新幹線技術の移転ですね。  
過激、狡猾且つ計画的なのは、アルの特性であるという認識も必要かと。

アルは、共産党員以外の国民を人間と認識しておりません。  
つまり、共産党以外の中国人など、共産党に迷惑をかけない限り、勝手に強盗でもしてると言う事ではないでしょうか。

ただし、共産党員の利益に反する事をすれば、その中国人は共産党の私兵がしゅっ引いていき、そのまま行方不明にするのは、[天安門事件](#)、[チベット騒動](#)で見聞きしている通りです。

野蠻にも、疑わしい人達から・・・が今までのやり方のようにですね。

そんなアルにしてみれば、チョンの言い分など鼻にもかけるハズもない。  
チョンが、うるさいからしゅっ引かせるアル・・・で、永久に静かに(以下自粛)



Commented by **hastuyama さん**

2010/07/25 02:27

なぜ外国人、特に中国人がこれほど増えたの？

<http://www.iza.ne.jp/news/newsarticle/politics/dompolicy/419772/>

<以下引用>

・19年には60万6889人になり、[韓国](#)・朝鮮人を抜きトップに立った。21年には68万518人で70万を超える勢い。人口70万といえど政令市の人口要件を上回る規模だ。

・大阪市では入国後、わずか数日で生活保護が申請された点を重視。[入管難民法](#)に加え、原則として外国人を適用対象としていない生活保護法の趣旨に反するとして[厚生労働省](#)に見解を求めた結果、同省は「生活保護の受給を目的とした入国であることが明らかな場合や、そう見なさざるを得ない場合は、生活保護の受給対象から除外できる」と回答

<引用終了>



Commented by **花うさぎ さん**

2010/07/25 10:23

To hatuyamaさん おはようございます。

>その良い例が、新幹線技術の移転ですね。

これはさすがに頭にきましたね。[JR東海](#)が拒否したのに[JR東日本](#)がやるとは。しかも独自技術だといって海外にも売り込む。国際ルールも何もあったものではないですよ。

>チョンが、うるさいからしゅっ引かせるアル・・・で、永久に静かに(以下自粛)



ガハハハハハ。笑っている場合ではないですけど(^^)。



Commented by [花うさぎさん](#)  
To hatuyamaさん

2010/07/25 10:25

>なぜ外国人、特に中国人がこれほど増えたの？

拝見しました。日本は無防備に過ぎますね。

はやくまともな保守政権を樹立して「普通の国」に日本を変えたいです。



Commented by [st-judy-cometさん](#)

2010/07/25 21:42

こんばんは。

馳浩議員への答弁書、答になってませんね。

「一」は、平成7年(1995年)2月28日最高裁判例で本論と傍論が矛盾していないかと聞いているのに、判例理由文の「一部」だけ丸写しただけで、矛盾しているか否かには全然答えていない。

「二」は、その判例以降も最高裁は外国人参政権を認める判決を出していませんよと質問文にあるのに、答弁ではそれと真逆の主張を、証拠(判例)をつけずに行っている。

人を馬鹿にしているのかと言いたくなります。

この馳浩議員への答弁書の閣議決定、外国人参政権に一貫して反対している[亀井静香氏](#)も署名しているのかしら(署名しているはずだが…)?



Commented by [花うさぎさん](#)

2010/07/25 22:26

To st-judy-cometさん こんばんは。

>人を馬鹿にしているのかと言いたくなります。

詳しいチェックをありがとうございます。質問に正面から答えないのは左翼共通の特徴です。

>外国人参政権に一貫して反対している[亀井静香氏](#)も署名しているのかしら(署名しているはずだが…)?

まだ大臣でしたから署名しているはずですが、どうせ中味は読まずに「メクラサイン」ではないでしょうか?



Commented by [st-judy-cometさん](#)

2010/07/26 00:29

花うさぎさん、たびたび失礼します。

書き忘れたことがあります。

馳浩議員の質問主意書に対する政府答弁書、「一」における最高裁判例の引用の仕方、はっきり言って悪質です。

判例の一部のみ引用、それも、外国人参政権を容認する傍論のところ引用を止めて、それをもって最高裁判例は外国人参政権を容認していると主張しています。

詐欺も同然です。

答弁書の引用部分、判例原文ではそれに続いて、

「しかしながら、右のような措置(外国人参政権の付与)を講ずるか否かは、専ら国の立法政策に関わる事柄であって、このような措置を講じないからといって違憲の問題を生ずるものではない」

と傍論に釘を差してます。そして、結論として、地方公共団体の首長・議員の選挙権を日本国民の住民に限定した現行法を、違憲ではないと言って支持しています。

例の最高裁判例は、最高裁のサイトで公開しています(平成5(行ツ)163 平成7年2月28日最高裁第3小法廷(判例集第49巻2号639頁))。

判例原文と政府答弁書の引用を比べると、ニュアンスの違いに驚かされます。



Commented by [犬さん](#)

2010/07/26 03:04

憲法や法律云々以前に 自ら進んで戦勝国入ろうと独立しておいてまた仲間に入れろはおかしいだろ！戦後すぐ帰ってれば解決してたのに帰らずにめえの都合で日本に残った

在日が民族教育を盾に行った暴虐の数々が赦されたとも思っているのか…敢えて暴論を言えば世を混乱させた罪を先に謝れ…我々の祖先の土地同胞の土地を返して戦後の清算をし我々にはお前たちを叩き出す権利を持っているんだぞ…自分達は悪くないはもう通じない! 早く戦後の清算をし祖国へ帰りなさい! そうすれば楽になる…かはわからないけどね!



Commented by [花うさぎさん](#)  
To [st-judy-cometさん](#) おはようございます。

2010/07/26 09:52

>詐欺も同然です。

左翼が良くやる手ですよ、何と言っても左翼政権ですから。

>日本国民の住民に限定した現行法を、違憲ではないと言って支持しています。

詳しいご指摘、感謝します(--).

でも[民団](#)や朝日新聞は知らん顔して従来の主張を続けると思いますよ。国民はバカで知らないはずだと思って(^.^)。



Commented by [花うさぎさん](#)  
To [犬さん](#) おはようございます。

2010/07/26 09:56

>世を混乱させた罪を先に謝れ…我々の祖先の土地同胞の土地を返して戦後の清算をし我々にはお前たちを叩き出す権利を持っているんだぞ…

おお~何とスッキリしたことか(^.^)。

[韓国](#)が戦前「親日」だった人間から財産を取り上げているのですから、日本は終戦直後のどさくさに紛れて土地を略奪した輩を再調査の上、取り上げるべきですね。

いつまでもこの問題は尾を引きますから。



Commented by [kaz1さん](#)  
こんばんは。

2010/07/26 22:34

本当に断念したのならいいのですが、極左の連中が簡単に諦めるとは思えません。

最近、[民団](#)が[公明党](#)と接触しています。

>  
日韓関係の発展へ努力  
[民団](#)の鄭団長らと意見交換  
山口代表ら

[http://www.komei.or.jp/news/detail/20100723\\_2861](http://www.komei.or.jp/news/detail/20100723_2861)

[公明新聞](#):2010年7月23日付

[公明党](#)の山口那津男代表は22日、東京都新宿区の党本部で、[在日本大韓民国民団](#)中央本部([民団](#))の鄭進団長らの表敬を受け、今後の日韓関係の在り方をめぐり意見交換した。

席上、鄭団長らは、永住外国人への地方選挙権付与について、「人権問題であり、何としてもこの一、二年で決着をつけてもらいたい」と実現を強く要望した。

これに対し、山口代表は「[公明党](#)は、地方選挙権の付与を一貫して推進している」とし、今後も実現に向けて努力する考えを強調した。

また、鄭団長らは、超党派の国会議員で構成し、日韓両国の友好促進を目的に設置された「[日韓議員連盟](#)」の事務局が政権交代の影響で閉鎖されたことに関し、「閉鎖以来、議員間交流が滞りがちになっている」として懸念を示した。

このほか会談では、今年の8月29日で日韓併合から100年を迎えることに関し、今後も日韓関係の一層の発展に向け双方が努力していくことで一致した。

会談には、井上義久幹事長、太田昭宏全国代表者会議議長、草川昭三、白浜一良の両副代表、魚住裕一郎市民活動委員長代理が同席した。

>

公明党が提案するので、民主党はこれに賛成することで成立させる。(民主党自ら矢面に立つことはない。)

菅政権に対しては創価学会のウケが悪いのですが、外国人参政権に関しては完全に利害が一致していますし…。

9月の代表選で表紙が変われば、障害は全く無し。

落選した大臣を民間人として留任させるという、キテレツな理屈を臆面も無く言い出す輩です。

油断できないと思っています。



Commented by [花うさぎさん](#)

To kaz1さん こんにちは。

2010/07/27 10:38

> 菅政権に対しては創価学会のウケが悪いのですが、外国人参政権に関しては完全に利害が一致していますし…。

そうなんですよ。その危険性は変わらないのですね。

ただ、閣議決定までして「外国人参政権は違憲だ」と決めた民主党政権が、公明党提出とはいえ果たして賛成するか?。やっぱりしそうですね(^ ^;)。

> 油断できないと思っています。

やっぱり休めそうもないですね、保守派は。